

# 室戸中学校いじめ防止基本方針

平成30年4月

(平成30年3月改定)

## 目 次

はじめに	1
第1 いじめの防止等の対策の基本的事項	2
1 基本方針の目的と意義	
2 いじめの定義	
3 基本方針の目標と取組の視点	3
4 高知県と本校のいじめの現状	4
5 いじめの防止等に関する基本的な考え方	5
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 学校・家庭・地域の連携・協働	
(5) 関係機関の連携	
第2 いじめの防止等のために学校が実施する取組	7
1 いじめの防止等の対策のための組織	
(室戸中学校いじめ防止対策委員会)	
(1) 組織の役割	
(2) 組織の構成員	
(3) 組織運営上の留意点	
2 学校におけるいじめの防止等に関する取組	9
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめに対する取組	
3 重大事態への対処	13
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
① 重大事態の発生と調査	
ア 重大事態の意味について	
イ 重大事態の報告ウ 調査の趣旨及び調査主体について	
エ 調査を行うための組織について	
オ 事実関係を明確にするための調査の実施	
カ 調査実施におけるその他の留意事項	
② 調査結果の提供及び報告	
ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
イ 調査結果の報告	

第3 学校の前教育活動で取り組むいじめ防止	17
1 生徒の心を耕す教育の総合的な推進	
（1）「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進	
（2）自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進	
（3）情報モラル教育の充実	
（4）人権感覚を育む人権教育の推進	
2 生徒一人ひとりが持っている力を引き出す生徒指導の推進	18
（1）学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取り組みの推進	
（2）生徒の主体的な活動の推進	
3 教職員の資質能力の向上	19
（1）校内研修の実施	
（2）障害のある生徒に対する指導の在り方についての理解	
4 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備	20
5 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取り組みの推進	
（1）PTAや地域の関係団体との連携促進	
（2）地域ぐるみで生徒の育ちを支援する体制づくり	
6 学校評価の留意点	
7 まとめ	21

## はじめに

いじめは、いじめを受けた子どもたちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

近年、いじめによる重大な事案が発生し、大きな社会問題となっている。それだけでなく、いじめがきっかけで心を痛めている子どもたちも少なくない。

本校でも、SNS への書き込みによるトラブルや特定の者への攻撃的・排他的な言動、それを認めるような周囲の雰囲気が見られ、課題解決に向けた取り組みをしているところである。

このようないじめは、大人社会の暴力、体罰、児童虐待、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もある。

一人でも多くの子どもをいじめから救うためには、子どもの模範となるべき大人一人ひとりが、互いを認め合い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権感覚を育むと同時に、子どもの心に寄り添いつつも、「いじめはいかなる理由があろうとも許されない」、「いじめは卑怯な行為である」という認識と「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

学校は、いじめの解決を通して、子どもたち一人ひとりが「夢」や「志」をもち、その実現に向けて自分の力を思う存分発揮できる学校づくりを進めるとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりを、主体的に進めなければならない。

このような基本理念のもと、室戸中学校ではいじめ問題の克服に向けて、平成 26 年 4 月に「いじめ防止基本方針」を策定した。

しかしながら、本基本方針の策定以降、その解釈や適用の仕方等について、教職員や保護者等の認識やとらえ方の違いから、いじめの解消に向けた取組が迅速に進まないという事案も見受けられる。学校は子どもたちの中で起こる様々な課題をしっかりと共有するとともに、課題を解消していく道筋や、解消後のあるべき姿について共通認識を図り、ベクトルを同じくして見守り、支えていかななければならない。

そのために、室戸市教育委員会・保護者・地域住民・その他の関係者と連携しながら、主体的・積極的に取り組み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することができるよう「室戸中学校いじめ防止基本方針」を改定する。

## 第1 いじめの防止等の対策の基本的事項

### 1 基本方針の目的と意義

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。  
[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、室戸中学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであり、学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものである。

また、いじめの防止等のための対策について、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、室戸市、保護者、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめ加害者への支援につながる。

### 2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることから、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合でも、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校が組織として情報共有することは必用となる。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

### 3 基本方針の目標と取組の視点

いじめの問題を根本的に解決するためには、いじめの未然防止の取組を進めることが最も重要である。教職員・生徒一人ひとりが「いじめは絶対に許さない」という決意をもって、そういった学校の雰囲気や社会の風土を創っていかなければならない。

いじめの問題への対応については、何よりも被害を訴えてきた生徒や、勇気をもっていじめを知らせてくれた生徒を、しっかり守り通す姿勢を教職員大人が示さなければならない。

また、いじめの疑いがあるものも含めて、しっかりと対応をしなければならな

い。その際、事実関係等を把握することが必要となるが、大切なのは、いじめの定義やいじめか否かにことさらにとられるのではなく、傷ついている生徒の気持ちに寄り添った支援を行うことである。

そして、生徒は人と触れ合うことで、様々なことを学び取り感じ取り、成長していくものであるという社会性の育成の観点で考えたとき、生徒たちがいじめの加害者や被害者になることを恐れて、人と触れ合うことに萎縮したり、躊躇したりするようなことは決してあってはならない。だからこそ、いじめの未然防止・対応・再発防止のいずれの段階においても、そのことを常に意識し生徒たちを見守り支えていくことが重要である。

本基本方針の目標は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、いじめの問題の克服を目指すことにある。また、こうしたいじめの問題への取組は、心豊かで安全・安心な社会づくりにもつながっていくものである。そこで、以下の3つの視点を大切にしながら、いじめの防止等のための対策に学校ぐるみで取り組んでいくことが必要である。

#### ① 生徒の変化に気付く力を高める

いじめの問題は、学校だけで起こるものではなく、地域社会の中でも起こり得る。また、生徒同士の間人間関係の中だけでなく、大人社会でもいじめやハラスメントなどの問題もある。大人の人権感覚の希薄さが、いじめの一因になっているとも考えられる。

このようなことから、生徒に関わるすべての教職員がしっかりと人権感覚をもち、生徒の小さな変化に気付く力を身に付けることが必要である。

#### ② 生徒たちが「夢」や「志」をもてる学校づくり

「夢」や「志」をもつことは、その実現に向かって着実にやり抜こうとする強い意志とともに、社会の一員としてよりよい社会をつくっていかうとする意欲や態度を育むことにつながる。

生徒たちが自分の「夢」や「志」をもてるような教育活動を進めるとともに、生徒たち一人一人の「夢」や「志」を応援する学校づくりが必要である。

#### ③ 人と人との結び付きを強める

生徒同士がつながる、生徒と地域の大人がつながる、学校・家庭・地域・関係機関がつながる、これらの取組をさらに進めることが重要である。

## 4 高知県・本校のいじめの現状

平成27年度の高知県におけるいじめの認知件数は1,315件であり、前年度より647件増加している。また、1,000人当たりの認知件数は18.2件で、前年度より8.8ポイント高くなっており、全国平均(16.5件)より1.7ポイント高くなっている。本県ではこれまで、各学校において、いじめに関する校内研修や「いじめアンケート」を実施してきており、それ以外にも、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での児童生徒の観察等に組織的に取り組んでいる。このような取組を通して、教職員のいじめ

問題に対する意識の高まりが、いじめの認知件数の上昇につながっていると考える。

いじめの態様は、すべての学校種で「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」が最も多く、70%を超える割合を示している。特徴的なのが、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が高等学校で2番目に多く、17.4%となっていることである。

いじめ発見のきっかけは、すべての学校種で「アンケート調査など学校の取組により発見」が最も多く、次いで小・中・高等学校では「本人からの訴え」が、特別支援学校では「学級担任が発見」が多い。

また、認知したいじめについて「解消」または「一定解消」している割合は、すべての学校種で高い数値を示しており、全体では、「解消」「一定解消」を合わせて97.4%となっている。しかし、いじめは単に謝罪をもって容易に解消とすることはできず、複数の要件を勘案して慎重に判断されなければならない。そして、仮に「解消」または「一定解消」している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得るという認識のもと、解消後の経過観察等も含め継続した取組が重要である。

インターネット上のいじめの認知件数は、平成27年度は69件で、前年度と比べて29件増加しており、学校種を問わず増加傾向にある。インターネット上のいじめは潜在化しやすく、実態把握が難しいため、この件数は氷山の一角であると考えるのが妥当である。

さらに、高知県いじめ防止基本方針が策定された平成26年3月以降において、認知されたいじめの事案の中には、学校や教育委員会を中心とした対応のみでは解決が困難である、深刻な事案が数件発生している。

なお、高知県における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比べると高い現状である。不登校の要因は個々の児童生徒によって異なるが、「友人との関係」や「無気力」、「遊び・非行」等の要因が複雑化、多様化して関連しており、その背景に「いやがらせやいじめをする児童生徒の存在や、友人との人間関係」が存在する可能性があることにも十分な配慮が必要である。

本校の現状も高知県と同様の傾向が見られる。相手の気持ちを深く考えない、「冷やかし・脅し・嫌な事を言う」という事例や、特に、インターネットやスマートフォンを使ったSNSによる誹謗・中傷等が潜在化しており、その実態を把握することが困難な事案が増加している。

このような、いじめが潜在化・深刻化している状況を踏まえると、学校だけの取組には限界があり、家庭や地域、関係機関との連携・協働等、学校を取り巻くすべての人々がいじめの防止等の取組を推進していく必要がある。

## 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめの防止

いじめは、どの生徒にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、生徒をいじめに向かわせることなく心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人

へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員と関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

学校は、教育活動全体を通じてすべての生徒に「いじめは決して許されない」こと  
の理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、  
お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う  
ことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善  
を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、すべての  
生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点  
から重要である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての教職員が連携  
し、生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは周囲から把握  
されにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするな  
ど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、いかなる兆候で  
あっても、いじめではないかとの視点をもって、早い段階からの的確に関わりをもち、  
いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要で  
ある。

このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等によ  
り、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えることが必要である。

また、**生徒**たちは、地域社会の中で生活していることから、地域住民が**生徒**たちの  
様子で気になることがあればすぐに連絡できるような学校との連携体制を整備する  
ことも必要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめ  
を知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した  
うえで適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを認知した場合の対処の在り方について、理  
解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とする  
ような体制整備が必要である。

## (4) 学校・家庭・地域の連携・協働

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携  
が必要である。例えば、PTAを活用して、いじめの問題について協議する機会を設  
けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進したりするこ  
とが必要である。

## (5) 関係機関の連携

いじめの問題への対応においては、例えば、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、室戸市教育委員会及び学校と関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。したがって、平素から、関係機関の担当者の連絡先の把握や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図ったり、心の教育センター、少年サポートセンター、警察署、児童相談所、高知地方法務局等、学校以外の相談窓口についても生徒へ周知したりするなど、学校の設置者及び学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

## 第2 いじめの防止等のために学校が実施する取組

本校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップのもと、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携のうえ、学校の実情に応じた対策を推進する。

### 1 いじめの防止等の対策のための組織（室戸中学校いじめ防止対策委員会）

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

[いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）]

本校におけるいじめの防止等に関する取り組みを実効的に行うため、「**室戸中学校いじめ防止対策委員会**」（以下、対策委員会という）を置く。

#### (1) 組織の役割

「対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的に、いじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割を果たす。

##### ① 未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

##### ② 早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを

含む。)があった時に緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

- ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③ いじめ防止基本方針に基づく各取組

- ・いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ・いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、「対策委員会」は、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「対策委員会」の教職員が生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、「対策委員会」は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると生徒から認識されるようにしていく必要がある。

さらに、生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、生徒が「対策委員会」の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効である。

「対策委員会」は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て「対策委員会」に報告・相談する。加えて、「対策委員会」に集めた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげるのが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。また、「対策委員会」は、学校いじめ防止基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめの防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を行う。

## (2) 組織の構成員

「対策委員会」は、学校の組織的対応の中核として機能するような体制を確立するため、校長・教頭・学年主任・生徒指導主事・人権教育主任・養護教諭で構成するとともに、可能な限り、「心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を「対策委員会」に参画させ、実効性のある人物を必要に応じて入れる。

これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を事案の実情に応じて追加する。

## (3) 組織運営上の留意点

「対策委員会」は、いじめの未然防止、早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるため、生徒に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、「対策委員会」にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要がある。このため、学校はいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるように、柔軟な組織とする。また、「対策委員会」を実際に機能させるに当たって、適切に外部専門家の助言を得つつも機動的に運用できるように、毎月曜日の企画委員会において情報収集、学年会において共通認識し、必要に応じてホームページにも掲載し、保護者等にも注意を喚起していく。

なお、重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する。

## 2 いじめの防止等に関する取組

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

### (1) いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること

等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの

法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

また、未然防止の基本は、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

いじめの被害者を助けるためには生徒の協力が必要となる場合がある。このため学校は生徒に対して、傍観者とならず、「対策委員会」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

- ・発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめについては、教職員が個々の生徒の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。
- ・海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われないよう、教職員、生徒、保護者等の外国人生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、いかなる兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・個人日誌等の活用、生徒の些細な変化に気づく力を高めるとともに早い段階で委員会に報告し、早急に必要な対策を講じる。
- ・県教育委員会が作成した「いじめアンケート」による調査を、年2回以上実施するとともに、学校の実情に応じて、個別面談、日誌や家庭訪問など様々な取組を組み合わせて、いじめの認知に努める。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを踏まえ、生徒からの相談に対しては、必ず教職員が迅速に対応することを徹底する。

その際、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上を図るための校内研修を計画的に実施しておく。

- ・校内支援会の充実などチーム学校による組織的な校内支援体制の確立を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期解決につなげる。

具体策として、二者面談の実施、学校生活アンケートの実施・分析・情報共有（企画委員会・学年会・職員会）を行うとともに、「24時間相談ダイヤル」等の相談機関の周知を行う。

### (3) いじめに対する取組

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、「対策委員会」に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

生徒から教職員に、いじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

「対策委員会」において情報共有を行った後は事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒を徹底して守り通す。

いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

指導に当たっては、本人にいじめは被害者の人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に対する配慮も必要である。なお、いじめた生徒の立ち直りを促していくためには、保護者との連携が不可欠であるため、保護者の理解や協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

これらの対応については、教職員全員の共通理解や保護者との連携にとどまらず、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組むことで、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定する。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を守り通しその安全と安心を確保する責任を有する。「対策委員会」は、いじめが解消に至るまで、被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。さらに、必要に応じ、被害生徒の心的外傷ストレス（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。

### 3 重大事態への対処

#### (1) 学校の設置者又は学校による調査

##### ① 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第 28 条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第 1 項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

[いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）]

重大事態が発生した場合、その調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月文部科学省）を参考として、適切に対処する。

#### ア 重大事態の意味について

第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

など、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。

第二号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

## イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、室戸市教育委員会を通じて市長に報告する。

## ウ 調査の趣旨及び調査主体について

重大事態に係る事実関係の調査を行うに当たっては、いじめがあったかどうかを厳格に判断することに、ことさらにとられるのではなく、学校が調査を通じて把握した事実をしっかりと受け止め、当該生徒に対する適切な支援につなげていくことが最も重要である。

調査の主体は、学校又は室戸市教育委員会となる。なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと室戸市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、室戸市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、室戸市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行うこととなっている。

## エ 調査を行うための組織について

室戸市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

重大事態が起きてから急遽この組織を立ち上げることは困難である。したがって、学校が調査の主体となる場合、法第 22 条に基づき学校に必ず置かれる「室戸中学校いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた、「室戸中学校重大事態調査委員会」により調査を行う。

## オ 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

室戸市教育委員会及び学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供する

とともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

a いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りを十分に行うとともに、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査等を行う。

その際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とする。また、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるとともに、いじめられた生徒の事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

さらに、室戸市教育委員会がより積極的に指導・支援を行い、関係機関とも適切に連携し対応に当たることとなっている。

b いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

自殺の背景調査の在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 遺族の要望・意見を十分に聴取し、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り、遺族と合意しておく。
- できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考に、報道機関に対して適切に対応する。

## カ 調査実施におけるその他の留意事項

- ・ 重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、ときには事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。室戸市教育委員会又は学校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、プライバシーへの配慮を行う。
- ・ 事案の重大性を踏まえ、生徒に関して、出席停止措置が必要と判断した場合は、県教育委員会が示している「問題行動等に係る出席停止措置の運用について（参考資料）」等を参考にしながら、適切に運用する。

いじめの加害者である生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該生徒の立ち直りを支援する。また、いじめられた生徒又はその保護者が希望する場合には、就学等の弾力的な対応を検討することも必要である。

## ② 調査結果の提供及び報告

第 28 条第 2 項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

[いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）]

## ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

室戸市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等について適時・適切な方法で情報提供を行う。

その際、他の生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

また、アンケート調査の結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

## イ 調査結果の報告

調査結果については、室戸市教育委員会を通じて、室戸市長に報告する。

調査結果の説明を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて室戸市教育委員会を通じて、室戸市長に送付する。

\* 公立学校における「学校の設置者」は、学校を設置する地方公共団体である。また、公立学校について、法第 28 条の調査を行う「学校の設置者」とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）により、当該地方公共団体の中で具体的に学校の設置・管理を行う教育委員会である。

### 第3 学校の全教育活動で取り組むいじめ防止

#### 1 生徒の心を耕す教育の総合的な推進

##### (1) 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

生徒が、それぞれの立場で自分についてよく知り、集団の中での自分をしっかりと位置付け、将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育てていかなければならない。そのために、「学力向上」「基本的生活習慣の確立」「社会性の育成」の三本柱の取組を通してキャリア教育を推進する。

##### (2) 自尊感情や豊かな感性を育む教育の推進

生徒の自尊感情や社会性、規範意識、思いやり等の豊かな心を育むとともに、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合うことができるよう、家庭・地域と連携した道徳教育を推進する。

また、生徒の豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むため、分かる授業を実践し学力を向上させる取組やことばの

力を高めるための読書活動、対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を充実する。さらに、生命や自然を大切にし、感動や感謝の心、社会性や規範意識等を育てるため、自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進する。

あわせて、生徒のいじめ防止等の意識を高めるために、学校と警察が連携して取り組むいじめやインターネットの問題をテーマにした非行防止教室等を開催する。

##### (3) 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、生徒に対する情報モラル教育の充実を図る。

##### (4) 人権感覚を育む人権教育の推進

生徒の人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要がある。そのためには、生徒が自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることができるように、生徒に関わる教職員の人権感覚を育成するための研修を実施する。

## 2 生徒一人一人がもっている力を引き出す生徒指導の推進

### (1) 学校経営に生徒指導の三機能を位置付けた取組の推進

いじめを生じさせないためには、生徒が安心して過ごせ、「夢」や「志」、自信をもてる学校を実現することが必要であり、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒を対象に、自己肯定感や自己有用感を高め、社会性を育むことを意識した生徒指導を組織的に推進していく。

そのため、授業をはじめとするすべての教育活動の中に、生徒指導の三機能（自己決定の場を与える、自己存在感を与える、共感的人間関係を育てる）の視点を位置付けた取組の推進を図る。

### (2) 生徒の主体的な活動の推進

いじめを生じさせない・許さない学校づくりを推進するためには、学級活動等を通して、生徒の身の回りにある問題について主体的に話し合い、問題解決していくことや、生徒会活動等を通して望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校づくりに主体的に参画することが重要である。

そのために、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え議論する活動を推進する。

また、いじめやインターネットの問題の解決に向けて、生徒会による実践交流や協議等を行うなど、生徒会活動の活性化を図る。

## 3 教職員の資質能力の向上

学校におけるいじめの未然防止の取組について、いじめの重大性を全教職員が認識し、いじめの態様や特質、原因や背景、具体的ないじめの認知や指導上の留意点等について教職員間の共通理解を図り、校長を中心に組織的な協力体制を確立して実践に当たる。

### (1) 校内研修の実施

全ての教職員がいじめ防止対策推進法の内容を理解するとともに、いじめに対する個々の教職員の認知力・対応力の向上や、学校としての組織的な対応を図るための校内研修を実施する。

また、いじめの態様に応じた適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用した教職員のカウンセリング能力等の向上に向けた校内研修を実施する。

研修資料として、「いじめ対応マニュアル『子どもたちの笑顔のために』」や「生徒指導ハンドブック」「学級経営ハンドブック」「Let's feel じんけん」等を活用す

### (2) 障害のある生徒に対する指導の在り方についての理解

障害のある生徒が、周囲の生徒に十分に理解されず、いじめの「被害」を受けないよう、教職員を中心とした周りの大人が最大限の支援を行わなければならない。

そのために、教育的な活動を通して障害に対する理解を周囲に促すとともに、障害のある生徒だけでなく、生活の中でつまずきやすい生徒を含めた、すべての生徒が互いの

特性を理解し合い、助け合ってともに伸びていこうとする学級集団づくりを行う。

また、障害のある生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた効果的な支援や指導を行うために、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する等、早期からの支援体制をいっそう整備するとともに、「就学时引き継ぎシート」「支援引き継ぎシート」を活用した校種間の引継ぎなどを効果的に利用し、特別支援教育のさらなる充実を図る。

#### 4 教職員が生徒と向き合うことのできる体制の整備

教職員が生徒たちとしっかり向き合い、保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、いじめの防止等に学校として一丸となって組織的に取り組んでいくことができるような学校体制の整備が重要である。そのために、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭や養護教諭その他の教職員の配置、いじめ防止を含む教育相談に応じるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される弁護士等の確保等、必要な措置を講じるよう室戸市教育委員会に要請する。

また、部活動休養日の設定、運動部活動支援員等の配置、教員が行う業務の明確化を含む教職員の業務分担の軽減を図る。

#### 5 学校・家庭・地域・関係機関が連携した取組の推進

##### (1) P T Aや地域の関係団体との連携促進

P T Aや地域の関係団体と連携し、いじめの背景となっている生徒を取り巻く諸問題や、生徒のサインに気付く方法、法の趣旨及び法に基づく対応等に関する研修の機会を設けるなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した取組を推進するとともに、いつでも悩みを相談できる県内の相談事業に関する周知を図る。

また、インターネットの危険性や、危険を回避するためのフィルタリングの設定やルールづくり等、生徒が安全に安心してインターネットを利用できるよう、保護者に対する啓発活動を行い、インターネットの適正利用に関するP T Aや家庭でのルールづくりを推進する。

\*平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」には、保護者の責務として、子どものインターネットの利用状況を適切に把握することや、フィルタリングの利用等によりインターネットの利用を適切に管理すること等が示されている。

##### (2) 地域ぐるみで生徒の育ちを支援する体制づくり

学校支援地域本部（地域学校協働本部）の活用等、学校・家庭・地域の連携・協働により、生徒たちの居場所づくりや地域ぐるみで子どもの育ちを支援する体制づくりを行い、子どもの自尊感情や規範意識を育む活動を推進する。

## 6 学校評価の留意点

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底するとともに、生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにしなければならない。したがって、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

## 7 まとめ

以上のように本校では、いじめ防止のため心を耕す教育に重点を置き、「学校生活アンケート」や「室戸中学校の教育に関するアンケート（保護者・生徒）」を実施し、実態の把握と保護者・生徒の思いを知ること努め、その結果を集計・分析し、委員会を中心として、学年会・職員会において共有していく。

道徳科において参観週間の中で全校一斉の道徳公開授業や障害者理解教育を実施したり、各教科等における人権教育の充実を図ったりすることや、特別活動、日常の学校生活の言動等について、その場での指導を大事にしていく。

生徒会活動では、生徒会を中心に集会において全校レクを取り入れ、集団づくり・仲間づくりに力を入れ、望ましい人間関係を築いていく。生徒の本音を聞き出すための定期的な二者面談・三者面談、授業5分前後行動、昼休み等の巡回等を行う。

各関係機関（市教委・教育相談・心の教育センター・市教育研究所・SC・SSW・市福祉事務所・室戸警察署・校区内三小学校・室戸高校等）との連携の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・対応に努める。

また、教員の資質・指導力の向上や生徒理解を深め、情報の共有、課題認識のためにも、研修後の伝達講習を実施していく。

さらに、保護者との連携を密にし、市教委をはじめ、PTA、地域の協力をいただきながら、「地域の室戸中学校」として発展させていく。